# 売買契約書

1 物品名 JICA九州 執務室・会議室・図書室用チェア更新調達

2 仕様・数量 附属書 I 「業務仕様書」のとおり

3 契約金額 金 00,000,000円

(内 消費税及び地方消費税の合計額 000,000円)

4 納入期限 2024年3月31日

5 納入場所 独立行政法人国際協力機構 JICA九州 指定場所

6 契約保証金 免除

独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」という。)と受注者名〔組織名〕を記載(以下「受注者」という。)とは、頭書記載の物品名の売買について、以下の各条項により売買契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(信義、誠実の義務)

第1条 発注者及び受注者は、おのおの対等な立場において互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行しなければならない。

(契約の目的)

第2条 受注者は、附属書 I 「業務仕様書」に記載する物品(以下「契約物品」という。)を、頭書記載の納入期限内に、頭書記載の納入場所において発注者に納入するものとし、発注者はその対価として頭書記載の契約金額を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

コメントの追加 [YS1]: 附属書等で別途指定しない場合 には、実際の納入場所を具体的に記載。

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による 発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

#### (納品)

- 第4条 受注者は、契約物品を納入するときは、必要な項目を記載した納品書を発注 者に提出しなければならない。
  - 2 受注者は、契約物品を納入するときは、一括して納入しなければならない。ただし、あらかじめ分割納入を指定された場合又は発注者が認める場合には、分割して契約物品を納入することができる。

# (検査)

- 第5条 発注者は、前条第1項の規定により受注者から納入があったときは、その翌日から起算して10営業日(営業日とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く月曜日から金曜日までの日をいう。)以内に契約物品の種類、品質及び数量の検査を行う。
  - 2 前項の検査の結果、契約物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があった場合は、発注者は、検査終了日の翌日から起算して5営業日以内に、具体的な契約不適合の内容を示して受注者に通知する。受注者は、同通知を受けたときは、直ちにこれを修補又は代替品を納入し、再度発注者の検査を受けなければならない。
  - 3 契約物品のうち、公的検査を受ける必要のある物品は、受注者が費用を負担し 当該検査を受け、これに合格したものでなければならない。
  - 4 受注者は、契約物品のうち、物品目録に輸出梱包を施すことが規定されているものについては、当該規定に従い、輸出梱包を施さなければならない。
  - 5 受注者は、契約物品のうち、物品目録に輸出貿易管理令及び輸出に関するその 他法令により、輸出申告書類として必要な許可書及び証明書等を取得することが 規定されているものについては、当該法令の規定に従い、必要な書類等を取得し、 発注者に提出しなければならない。

# (減価採用)

第6条 発注者は、前条の検査に合格しなかった契約物品について、その契約不適合

- の程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額 して採用することができる。
- 2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

#### (所有権の移転、引渡し及び危険負担)

- 第7条 契約物品の所有権は、検査に合格した時に受注者から発注者に移転し、同時に当該物品は、発注者に引渡されたものとする。ただし、発注者が前条第1項による減価採用をした場合には、契約物品の所有権は、発注者が減価採用する旨の意思表示をした時に、受注者から発注者に移転し、同時に、引渡されたものとする。
  - 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた契約物品についての損害は、受 注者の負担とする。

#### (契約不適合)

- 第8条 発注者は、引き渡された契約物品に第5条第1項に定める検査では発見できない契約不適合を発見したときは、契約不適合を知った日から1年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、受注者に対し、その補修、代替品の納入又は不足分の納入による履行の追完を請求することができる。
  - 2 前項の履行の追完を催促したにもかかわらず、発注者が定めた期間内に受注者が履行の追完をしないときは、発注者は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者に対し、契約不適合のある契約物品について当該契約不適合に応じた契約金額の減額を請求することができる。
  - 3 発注者は、契約物品に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から1年以内に受注者に通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。
  - 4 本条の規定は、発注者による損害賠償の請求を妨げない。

# (納入期限の延長)

第9条 受注者は、受注者の責に帰することができない事由により、納入期限内に契約物品を納入することができないときは、発注者に対して遅滞なくその事由を明らかにした書面により納入期限の延長を申し出ることができる。この場合におけ

コメントの追加 [J2]: 本項の規定は、発注者側に相当 有利な規定となっています。競争参加者等から修正の 要望があった場合等には、柔軟に対応してください。 なお、改正民法では「受注者が修補の要求に応じない 場合」などの条件が付いています。

る納入期限の延長は、発注者及び受注者で協議して、書面によりこれを定めるものとする。

#### (履行遅延の場合における損害の賠償)

- 第10条 受注者の責めに帰すべき事由により、納入期限までに契約物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に契約物品を納入する見込みのあるときは、発注者は、受注者に納入遅延により発生した損害の賠償を請求するとともに、契約物品の納入を請求することができる。
  - 2 前項の遅延損害金の額は、契約金額から既に引渡しを受けた契約物品に相応する金額を控除した額に、遅滞日数に応じ、履行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に規定する利率(以下「本利率」という。)で算出した額とする。
  - 3 発注者の責めに帰すべき事由により、発注者が次条に従って支払義務を負う契 約金額の支払が遅延した場合は、受注者は、遅延金額につき、遅延日数に応じ、 本利率で算出した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

# (代金の支払)

- 第11条 受注者は、契約物品の納入が完了し、かつ第5条の検査に合格したときは、 契約金額の支払いを請求することができる。
  - 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、第4条第2項但書に基づき契約物品を分割して納入し、第5条の検査に合格したときは、当該納入物品に係る契約金額の支払いを請求することができる。ただし、別途一括して契約金額を支払うと定めたときは、この限りでない。
  - 3 発注者は、受注者から前二項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、契約金額を支払わなければならない。

### (発注者の解除権)

- 第12条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。
  - (1)受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと認められるとき。
  - (2)受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することがで

きないと認められるとき。

- (3)受注者が第14条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- (4) 受注者が本契約の履行中に、発注者から競争参加資格停止等の措置を受けたとき。
- (5) 第16条第1項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
- (6) 受注者に前号以外の不正な行為があったとき。
- (7) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
- (8) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- (9) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道(ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。)があったとき。
- イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜 ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社 会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するとこ ろにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」と いう。)であると認められるとき。
- ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。
- ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 二 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
- ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、 運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- へ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

- ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- チ 受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条 例に定める禁止行為を行ったとき。
- リ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相 手方がイからチまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約 を締結したと認められるとき。
- ヌ 受注者が、イからチまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物 品購入等にかかる契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。) において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、 受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合(前項第5号の場合を除く。)は、 受注者は発注者に対し契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合に は、変更後の契約金額とする。)の10分の1に相当する金額を違約金として、発 注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、 発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に 対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

#### (発注者のその他の解除権)

- 第13条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくと も30日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。
  - 2 前項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない事由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し、他に転用できない費用及び契約物品を納入したとすれば収受しえたであろう利益の額を合算した金額を上限とする。

### (受注者の解除権)

- 第14条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により契約物品を納入することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。
  - 2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第2項の規定を準用する。

#### (解除に伴う措置)

- 第15条 本契約が解除された場合においては、受注者は、納入の見込みがありかつ発注者が必要と認める物品を発注者に納入しなければならない。
  - 2 発注者は、本契約が解除された時に既に納入を受けていた物品及び前項の規定 により納入を受ける物品についてはこれを検査し、検査に合格した物品について は、引渡しを受けるものとする。
  - 3 前項の引渡しを受けた場合は、発注者は、当該物品に係る契約代金を受注者に 支払うものとする。

#### (重大な不正行為に係る違約金)

- 第16条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、その都度、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする)の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。
  - (1)次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法 (明治40年法律第45号)第198条(贈賄)又は不正競争防止法(平成5年法律 第47号)第18条(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)に違反す る行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に 違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終 処分がなされたときも同様とする。
  - ア 本契約の締結又は履行にかかる便宜を得る目的
  - イ 本契約の履行の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受 注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的(本契約の履行期間中に 違反行為が行われ、又は本契約対価として支払を受けた金銭を原資として違 反行為が行われた場合に限る。)
  - (2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下、「独占禁止法」)第3条、第6条又は第8条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を受け、又は第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

- (3)公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約に 関して独占禁止法第7条の4第7項の規定による課徴金の納付を命じない旨 の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又はその意を受けた関係者(受注者又は当該関係者が法人の場合は、 その役員又は使用人)が、本契約に関し、刑法第96条の6(公契約関係競売等 妨害)、独占禁止法第89条第1項又は同法第90条第1号及び第2号に違反する 行為を行い刑が確定したとき。
- (5) 第1号、第2号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、 同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、 減額後の金額は契約金額の10分の2を下ることはない。
- 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。
- 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第12条第2項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
- 5 前各項の規定は、本契約による契約物品の引渡しが完了した後も引き続き効力を有するものとする。

# (賠償金等)

- 第17条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額及びこれに対する発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで本利率で算出した利息の合計額と、発注者の支払うべき金額とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払いを請求することができる。
  - 2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者に対して、遅延日数につき本利率 で算出した額の延滞金の支払を請求する。

(調査・措置)

- 第18条 受注者が、第12条第1項第6号又は第16条第1項各号に該当する疑いがある場合は、発注者は、受注者に対して内部調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。
  - 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、不正等の事実の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。
  - 3 発注者は、第12条第1項第6号又は第16条第1項各号に該当する不正等の事実 を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。
  - 4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

#### (契約の公表)

- 第19条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に 公表されることに同意するものとする。
  - 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に 定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものと する。
  - (1)発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること
  - (2)発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
  - 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
  - (1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報(氏名、現在の役職、発注者における最終職名)
  - (2) 受注者の直近3ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
  - (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
  - 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第14章に規定する関連公益法人等に該当する場合には、受注者は、同基準第14章の規定される情報が、発注者の財務諸表の

附属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

# (準拠法)

- 第20条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。
  - 2 本契約には、国際物品売買契約に関する国連条約(ウィーン売買条約)の適用 は一切排除されるものとする。

# (契約外の事項)

第21条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、当該協議の結果を書面により定める。

# (合意管轄)

第22条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を 問わず(調停事件を含む。)、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専 属的管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1 通を保有するものとする。なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

# 20●●年●●月●●日

発注者

受注者

福岡県北九州市八幡東区平野2丁目

2番地1号

独立行政法人国際協力機構 JICA九州

契約担当役

所長 吉成安恵